

これまでの発掘調査は府域の全体、一部はその外側にも及び、一九九三年度までに八六次を数える。

## 山口・周防國府跡



(府)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
8 木簡の釈文・内容

- 1 所在地 山口県防府市国衙
- 2 調査期間 第七八次調査 一九九二年(平4)七月～一九九四年三月
- 3 発掘機関 防府市教育委員会
- 4 調査担当者 吉瀬勝康
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 8 木簡の釈文・内容

周防國府跡は瀬戸内海に面した低位台地上に位置し、その南限地域は内海の波が寄せる浜辺であった。政庁があつたと考えられる中央の二町域と

一辺八町のひろがりをもつ

と考えられた府域の四隅、  
西限の名残とみられる大槌  
土手、そして船所・浜ノ宮  
の各地点が史跡指定を受け  
ている。

(1) 「鍛治」  
「内」  
「計吉」  
「乃」  
「多仁」  
「内」  
「有任」  
「内」  
「菊戊」  
「内」  
「時末」  
「内」  
「杖戊」  
「内」

〔母辨〕  
320×34×3  
011

遺構は一〇世紀から一二世紀のものが最も多い。掘立柱建物・井戸・土坑・溝・墓などを検出した。四基の墓のうち一基は、盛土上に礫を配し、墓壙内に木棺の痕跡を確認した。副葬品として一〇枚以上の乾元大宝、灰釉の壺などがある。また一二世紀の井戸から鹿角製の賽子、毬が出土し、遺物にも注目すべきものが多い。

木簡は、一世紀の井戸から二点、一二世紀の井戸から一点、計三点出土している。井戸はいずれも木枠組みで底に曲物を設置する形式で、三点とも埋土の底に近い地点で出土した。

(2) □七斗七升五勺

七尺七寸



」

226×29×3 065

157×44×3 065

(3)



『宗貞』

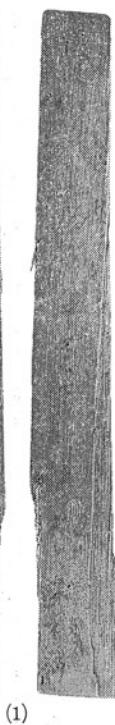
157×44×3 065

(1)(2)は一一世紀の井戸から出土した。底の曲物の上端付近から出土したもので、この井戸が廃棄された時に投げ込まれたものであろう。(1)の「鍛冶」の下に記された二行割り書き部分は人名と考えられる。国府の細工所などで生産に従事した技術者であろうか。包含層中より鞴の羽口、坩堝、炉壁の一部とみられる焼土塊なども出土しており、この地の周辺で生産活動を行なっていた可能性を示す資料といえる。

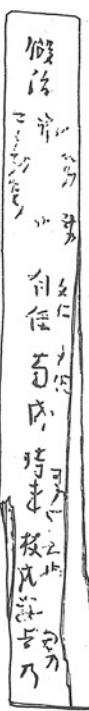
(3)は北へ7m離れた井戸の底から出土した。上と下の角の部分が方形に切り込まれ、他の用途に転用されたものと思われる。「宗貞」は治承四年(一一八〇)に周防国大掾に任せられた藤井宿祢宗貞と考えられる(『玉葉』)。「宗貞」は、他の文字とは別筆と判断され、文書木簡の自署にあたる部分か。この井戸から出土した土師器を主体とした土器類の考古学的な年代観は、一二世紀末という絶対年代と矛盾しない。

木簡の釈読については、山口大学の八木充氏のご指導ご教示を受けた。

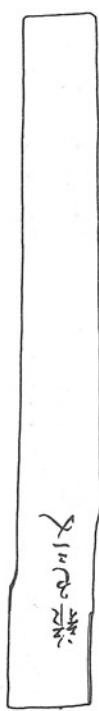
(吉瀬勝康)



(1)



(2)



(3)

(2) 表